

行田羽生資源環境組合財政状況の公表に関する条例

令和4年4月18日

条例第29号

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項の規定に基づく管理者の作成する財政に関する所要事項を説明する文書（以下「財政状況」という。）の作成及び公表は、この条例の定めるところによる。

(公表の時期)

第2条 財政状況の公表は、毎年6月1日及び12月1日に行うものとする。この場合において、当該日が行田羽生資源環境組合の休日を定める条例（令和4年条例第1号）第2条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日に行うものとする。

2 天災その他やむを得ない事故により、前項に規定する期日に財政状況を公表することができないときは、管理者は、事故のやんだときから1月以内に公表しなければならない。

(公表内容)

第3条 前条第1項の規定により6月1日に公表する財政状況においては、前年10月1日から3月31日までの期間における次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 歳入歳出予算の執行状況
- (2) 財産、地方債及び一時借入金の現在高
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項

2 前条第1項の規定により12月1日に公表する財政状況においては、4月1日から9月30日までの期間における前項各号に掲げる事項及び前年度決算の概況を明らかにするものとする。

(公表の方法)

第4条 財政状況の公表は、行田羽生資源環境組合公告式条例（令和4年条例第2号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示その他管理者が必要と認める方法に

より行う。

(閲覧の請求)

第5条 住民は、公表の日から3月間は、管理者が指定した場所において財政状況の閲覧を請求することができる。

2 管理者は、前項の規定による請求があったときは、直ちにこれを閲覧させなければならない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、財政状況の作成及び公表の手續に必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。